

令和3年度事業計画の実施について

時代の変化をチャンスに！

コロナ禍による弁理士業務に与える影響への迅速な対応と、ポストコロナ時代を見据え、知財を活用して社会課題を解決するとともに弁理士が活躍する未来社会の実現に向けた取り組みの強化を図ります

第1 はじめに

1. ウィズコロナ時代での新生活様式への急速な変化

今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延は、我が国をはじめ世界全体の経済状況を悪化させており、各国政府等において、感染拡大の抑制と経済の維持・回復という微妙なバランスの中で各種政策が展開されています。

その一方、このコロナ時代を生き抜く方策として「新生活様式（ニューノーマル）」が提唱され、多くの国民において、その実現を図る試みが行われています。

このような中、ウェブ会議システムなどの ICT 技術を最大限活用し、また、新たな行動パターンも取り入れ、ビジネスを含む社会生活全体に新たなムーブメントが多く発生しています。

2. 知的財産を取り巻く環境変化

DX、AI や IoT などの新たな技術に支えられた第4次産業革命の進展、我が国企業における自前主義からオープンクローズ戦略等への事業戦略の転換、さらに、自国第一主義などのナショナリズムの台頭やグローバル競争の激化など、知的財産を利用する経済産業の環境は大きく変化しています。

そのような中で、知的財産の活用度を図る指標の一つである特許、実用新案の出願件数は、中国や米国など他の先進諸国において増加傾向にある一方、我が国においては大きく落ち込む結果となっており、度重なる知的財産関連法規や運用の改正も、その効果はまだ十分に現れているとはいえません。

3. 弁理士を取り巻く環境変化

弁理士を取り巻く環境は、知的財産の環境変化だけでなく、弁理士人口が約1万2千人の時代に突入する一方、ユーザー側による弁理士の選別が進み弁理士間の競争も一層激化しております。

弁理士の活躍の場は、特許事務所や企業以外にも幅広く広がりつつあり、また、知的財産を活用した事業戦略への関与など、弁理士が社会に果たす役割も多様化しつつあり

ます。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延による、弁理士業務への影響など、弁理士を取り巻く環境は、現在、大きな転換期を迎えているともいえます。

第2 事業目標

1. ウィズコロナ、ポストコロナの社会ニーズにマッチしたユーザーにとって魅力ある知財制度の改正に向けての積極的な政策提言

第4次産業革命やオープンイノベーション、また新型コロナウイルスのような新たな感染症に対応できる強靱な社会形成など、社会構造が急速に変化する中で、知財制度の利活用形態も変化しています。

今後の社会ニーズにマッチしたユーザーにとって魅力ある知財制度を実現し、弁理士が活躍できる土壌を構築するため、日本弁理士会が積極的にリーダーシップを発揮し、政策提言をします。具体的には、以下に記載した「ポストコロナを見据えた知的財産制度に対する積極的な政策提言の実施」「新型コロナウイルスなど新たな危機に対応した知的財産支援策の積極的な提案」「日本弁理士会として知的財産の面から社会課題への積極的な取り組みの実行」等の具体的施策を実施します。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した、弁理士が活動しやすい環境の整備

知財制度の担い手である「知財専門家」としての弁理士が、十二分に活躍できなければ、知財制度も円滑に機能しません。

新型コロナウイルス感染拡大の影響も考慮して、弁理士を取り巻く業務環境を改善し、弁理士が安心・安全に活躍できる環境の整備を推進します。具体的には、以下に記載した「ポストコロナを見据えた弁理士業務の展開モデルの提示と促進」「新型コロナウイルス感染症等の対策を含め事務所経営に対するサポート機能の拡充・強化」等の具体的施策を実施します。

3. 知財制度・弁理士制度を支える日本弁理士会の組織・機能強化

知財制度や弁理士制度の維持・発展には、日本弁理士会の組織的なバックアップが必要不可欠です。

新型コロナウイルスに対応する新生活様式へ積極的に適合させるべく、既存の事業・予算や、日本弁理士会の地域会と本会との役割分担などを見直し、時代や環境の変化に対応させるとともに、地域に根ざした地域知財の活性化すべく会全体としての組織的・機能的強化を図ります。具体的には、以下に記載した「附属機関・委員会・ワーキンググループ等に係る組織の見直し」「本会と地域会との連携強化を図り、地域に根差した地域知財の活性化による地域支援の強化」等の具体的施策を実施します。

4. 将来の弁理士制度を担う若手人材の積極的育成

知財制度を支える弁理士制度が、今後も永続的に発展・継続していくためには、弁理士制度を担う人材、特に若手人材の育成が重要です。

次世代を担う弁理士が多様な経験や、資質向上・リスキルアップが図れるように、種々の機会を構築し、提供します。具体的には、以下に記載した「ウィズコロナ・ポストコロナにおける知財システムのグローバル化を支援・構築し、弁理士が関与できる機会の増加」「弁理士制度の将来を担う人材、特に若手弁理士への多様な機会の提供」等の具体的施策を実施します。

第3 基本的考え方

現在のコロナ禍で各種の事業活動が停滞している時期を最大限活用して、主要な事業の再構築を行い、コロナ禍で活動可能な事業を実施するとともにポストコロナの時期に活動する事業の再構築を実施して参りました。

各事業を見直す上での基本的考え方は、以下のとおりです。

(1) 費用対効果の評価と事業の低コスト化

全ての事業が、会員からの会費収入を主たる財源として活動している以上、その事業の必要性や経費について全会員に対して説明責任を負っています。このことを考慮すれば、事業の費用対効果を評価することが重要であり、令和2年度同様、例えば、直接対面する事業よりもウェブ会議システムを利用した事業のように、より低コストで有効な事業への転換を図ります。

(2) 現場重視（地域会の活動環境の整備）

各地域会の活動は日本弁理士会が行う活動の最先端活動であり、国民や一般事業者等に最も近い存在は、地域会です。地域会が抱える問題を極力解消し、地域会の活動が最大限に活発化するよう、事業内容や予算の見直しを行います。

(3) 事業管理者と事業実施者との分離の原則

効率的な事業活動を行う上で、「自分が企画し、自分が実施する」という形態は、以前の会員数の少ない日本弁理士会では、日常的な光景だったかも知れません。しかしながら、約1万2千人の会員を抱える組織においては、より多くの会員の参加が可能な事業のオープン化が必要です。

このためにも、事業を運営管理する会員（マネージャー）と、講師・相談員等の事業を実施する会員（プレーヤー）とを原則分離し、事業の透明性を高めると共に、より多くの会員に事業活動への参加の機会を提供します。

(4) 会員への成果還元を重視

弁理士制度においては、強制加入制度が採用され、日本弁理士会には会員への指導・連絡・監督が義務づけられています。日本弁理士会の責務は、これだけに留まらず、会

員の資質向上を図り、弁理士業界全体の活性化を図る役割があると考えます。そのためには、各委員会等が得た知見は可能な限り会員に還元し、会員全体のスキルアップに寄与していきます。

第4 具体的施策

1. 附属機関・委員会・ワーキンググループ等に係る組織の見直し

附属機関・委員会・ワーキンググループなど、日本弁理士会内の組織について、その役割、事業内容等を確認し、統合・廃止・新設等を含め、見直しを行います。

(担当：執行役員会)

(a) 執行役員会では、知財活用検討委員会、知財制度検討委員会、ダイバーシティ推進委員会、DX委員会及び2025大阪・関西万博対応準備委員会を新設しました。

(b) パテントコンテスト委員会を知的財産支援センターに、ADR推進機構を新設の知財活用検討委員会に統合し、外部に対して事業をしている委員会の再編成をすることで、事業と予算の執行の見える化を進めました。

2. ポストコロナを見据えた知的財産制度に対する積極的な政策提言の実施

委員会や附属機関等の会内組織を活用し、例えば以下のような項目について、日本弁理士会として積極的に検討し、政策提言や情報発信を行います。

- ① AI/IoT 関連技術の保護の適正化
- ② オープンイノベーション推進のためのライセンス・オブ・ライトの創設
- ③ 実用新案制度の利用価値強化のための改正等

以上のような、ポストコロナを見据えた社会ニーズに対応する知的財産制度の具体的な見直しを行い、特許庁や関係団体と連携して制度・運用改正の実現に向けた活動を積極的に行います。また、

- ④ 新意匠制度・商標制度の利活用
- ⑤ 産業財産権と他の知財制度との併用
- ⑥ 裁判外紛争解決手続の利活用

以上のような、知的財産の新たな利活用についても社会に積極的に情報発信を行います。さらに、将来の知的財産法の改正に資する内容を抽出します。

(担当：知財活用検討委員会、知財制度検討委員会、特許委員会、意匠委員会、商標委員会、中央知的財産研究所)

(a) 内閣府、特許庁、文化庁、農林水産省等に対して、本年度31件のパブリックコメントを提出し、積極的に政策提言を行いました。

(b) 知財制度検討委員会では、知財推進計画2021、特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案及び省令案、ISOでのブランド保護に関する標準規定案、プラットフォームにおける取り扱いルールの実装ガイダンス(案)、

知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン（案）に対する日本弁理士会の意見を発信しました。今後も発信していく予定です。

(c) 特許委員会において、以下の検討を行いました。

- ・AI 関連発明の権利行使に関する留意点として、権利行使を見据えたクレームドラフティングについて
- ・各国のライセンス・オブ・ライト制度の調査と、日本版ライセンス・オブ・ライト制度についての提言
- ・新たな実用新案制度についての提言

新たな実用新案制度については日本知的財産協会と会合を行いました。

また、実用新案制度の利用実態等を調査するために、全会員を対象としたアンケート調査を行いました。

(d) 知財活用検討委員会において、シンガポール仲裁・調停、東京地裁や大阪地裁での知財調停に関し、有識者を委員会に招聘し、意見交換を行いました。

(e) 意匠委員会では、新規性喪失の例外規定の適用・物品の類否判断に関する検討を行ったほか、新意匠制度の活用を図るため、令和元年の意匠法改正により新たに意匠の保護対象になった画像・建築物・内装の意匠の登録例の調査・検討、制度が大きく変更された関連意匠制度の実務運用の調査・検討を行い、検討結果については、答申書を提出し、パテント誌などでの発表も予定しています。検討事項に関しては、特許庁や税関、日本知的財産協会との意見交換会を実施しました。また、意匠制度の活性化につなげるため、日本弁理士会ホームページの意匠に関するページの改訂、意匠制度を簡単に説明したリーフレットの作成、意匠をあまり取り扱っていない弁理士向けのセミナーの企画運営を行いました。

(f) 商標委員会では、新しい商標について、判決例も考慮しながら審査基準に対して意見を発信していく予定です。

(g) 中央知的財産研究所では、研究成果の中から法改正に資する研究成果を抽出し、その研究成果を別冊パテント等で発信していきます。

3. 本会と地域会との連携強化を図り、地域に根差した地域知財の活性化による地域支援の強化

(1) 日本弁理士会による中小企業支援事業を積極的に推し進めるために、中小企業支援の中核組織として、中小企業知財経営推進本部を設立します。中小企業知財経営推進本部は、特許庁・中小企業庁・商工会議所といった日本弁理士会外部の中小企業支援機関との連携を図り、知的財産経営センターおよび地域会といった日本弁理士会内部の組織を統括する役割を担います。

(2) 地域の自治体、中小・ベンチャー・スタートアップ企業、金融機関、大学、農業従事者等の連携強化により人材・資金・知財が循環する地域システムの構築や、地域社

会の知財リテラシー向上のための知財活動の推進は、地域経済の活性化に寄与します。

ここに弁理士が中核的役割を果たせるよう、各地域会のニーズに合わせ、地域会への必要な役割分担や予算の流動的運用について検討します。

(3) 近年注目されているデザイン・ブランディング戦略に呼応する意匠・商標を中心とした中小企業・スタートアップ企業への支援の拡充を図るため、特許庁・中小企業庁・商工会議所等との連携を図る等、各地域会と協力して積極的な支援を進めます。

(4) 本会の各組織の役割を会内外に対し明確にし、地域支援の強化の効率向上を目指します。

(担当：執行役員会、知的財産経営センター、知的財産支援センター、商標委員会、農林水産知財委員会、各地域会)

(a) 知的財産経営センターでは、中小企業知財経営推進本部を立ち上げ、知的財産経営センターを中核として、各地域会と協力して中小企業に対する知財経営を支援していく方針を確認しました。また、中小企業大大学校において中小企業支援機関向けの講習を担当し、日本商工会議所との間で伴走型支援を念頭に置いた具体的協力関係を検討中です。利用者の使いやすさを検討した、中小企業向けホームページを今後立ち上げる予定です。予算不足を理由に地域における必要な支援を断ることがないよう、地域会をバックアップしています。さらに、中小企業における意匠・商標の重要性を伝えるため、弁理士は、意匠・商標の専門家であることを周知するための周知活動、並びに、デザイン・ブランディング戦略における着眼点を理解・デザイン・ブランディング戦略を実践するためのセミナーを企画実施しました。

(b) 知的財産支援センターでは、知的財産経営センターとの役割分担を明確化し、知的財産支援センターは、「教育」に特化した活動を進めました。

(c) 商標委員会では、弁理士のブランディング戦略支援の理解を深める活動を行いました。ブランディング戦略支援における弁理士の役割を整理し、中小企業・スタートアップ企業への支援拡充を図る予定です。

(d) 農林水産知財対応委員会において、農水知財の相談窓口対応が可能な弁理士を醸成することを目的とし、相談員を養成するための研修カリキュラムを作成しました。

4. 新型コロナウイルスなど新たな危機に対応した知的財産支援策の積極的な提案

(1) 新型コロナウイルスなど新たな感染症等の危機に対応できる強靱な社会を形成するため、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症出願支援を継続し、支援の対象を商標出願まで拡充します。

また、中小・ベンチャー企業等に対しては、令和2年度に引き続き、日本弁理士会の出願補助金制度を積極的に活用するとともに、支援の対象を商標出願まで拡充します。

(2) 感染症対策技術の移転を円滑化するための WIPO グリーンへ積極的に参加するように提案・要請します。

(担当：知的財産支援センター、国際活動センター、DX委員会)

(a) 知的財産支援センターでは、コロナ禍にあっても、Webを最大限活用し、小・中・高・高専・大学への知財教員の支援活動を積極的に進めました。また、スタートアップのデザイン・ブランディング戦略に対応すべく、出願支援制度の対象を「商標出願」まで広げました。

(b) 国際活動センターでは、WIPOグリーンに関する情報を会員周知しました。また、支援センターと協力して「日本弁理士会の出願援助対象に採用された案件」について、WIPOグリーンへの情報登録を促すスキームを作りました。

(c) DX委員会では、ウィズコロナ、ポストコロナでの会務運営全般に関する提言をまとめました。また、コロナ禍の知財業界・弁理士事務所への影響を把握するため、アンケートを実施しその結果を周知しました。事務所のIT化推進のための方策を検討し、会員に周知しました。

5. ウィズコロナ・ポストコロナにおける知財システムのグローバル化を支援・構築し、弁理士が関与できる機会の増加

(1) 知的財産制度や弁理士制度の国際的な連携強化を図るため、ウェブ会議システム等を積極的に活用し、国際的な関係組織団体間との情報交換やセミナー等を開催して、弁理士のリスキルアップを図ります。

(2) WIPO等と連携強化を図り、例えば、技術移転のためのWIPOグリーンへの積極的参加など国際的枠組みへ弁理士が参加していけるように要請していきます。

(担当：国際活動センター)

国際活動センターでは、ウェブ会議システムを積極的に活用することにより、従前より多くの会員が国際会議に参加できるようになりました。今年度はシンガポール弁理士会と初めて交流会をもつことができました。日本弁理士会の対外的プレゼンスを高めるために、WIPOで開催される国際会議には従前通り参加しました。コロナウィルス感染症の影響により、国際会議や外国知財団体との交流は、全てWeb会議で実施しました。WIPOグリーンについては国内で開催されたWIPOグリーンパートナー会議に出席し、特許庁や日本知的財産協会との意見交換を行いました。

6. ポストコロナを見据えた弁理士業務の展開モデルの提示と促進

「知財専門家」としての弁理士が、知財を利活用するユーザーのニーズに対応するため、上記具体的施策2「ポストコロナを見据えた知的財産制度に対する積極的な政策提言の実施」を踏まえ、弁理士の業務範囲の強化を図ります。

また、専権業務と標榜業務との組み合わせによる付加価値の高いサービスの提供、知財調停、標準業務、不正競争防止法等を考慮したデータの利活用への関与など、他の土業との差別化を図った業務展開モデルを提示して促進させます。

(担当：知財活用検討委員会、知財制度検討委員会、産業標準委員会、不正競争防止法委員会、貿易円滑化対策委員会、バイオ・ライフサイエンス委員会、著作権委員会、農林水産知財対応委員会)

(a) 弁理士の標榜業務として追加されたデータ関連業務と標準関連業務において弁理士が活躍できるよう、引き続き活動を行って参ります。不正競争防止法委員会では、限定提供データの保護と利用について実情を調査しています。産業標準委員会では、標準関連業務について、標準コンサルティングができる弁理士を育てるため、研修、OJT などの活動を行っています。また、標準関連業務の中で弁理士に適した業務がないか検討を行っています。

(b) 知財活用検討委員会において、シンガポール仲裁・調停、東京地裁や大阪地裁での知財調停に関し、有識者を委員会に招聘し、意見交換を行いました。

(c) バイオ・ライフサイエンス委員会において、再生医療製品の知財保護に関し、特許出願の要否、ノウハウ化や、再生医療の標準化の流れ等を見据えた知財戦略について検討しました。

(d) 著作権委員会では、新型コロナウイルス感染拡大で大きな影響を受けた大学教育における著作権に関する諸課題や、昨今急速に活用が広がりつつある NFT やメタバースにおける著作権、AI 著作物に関する調査・研究を行い、これらの研究結果については、答申書を提出し、パテント誌などでの発表も予定しています。また、著作権分野における弁理士の知名度向上のため、施策の検討を行うとともに、Web サイト「弁理士の著作権情報室」のコンテンツの充実、月刊写真雑誌「デジタルカメラマガジン」における著作権に関する連載記事の監修を行いました。文化庁や文化審議会等の動向をモニタリングし、実施されたパブリックコメントや意見募集（10 件）に対して意見を提出しました。

7. 関連団体との連携強化

多様化・複雑化する知的財産に対し、ユーザーが満足するサービスを提供するには、ユーザー団体、弁理士間、関連士業間、国際的な知財専門家との間の人的ネットワークが不可欠です。

ウェブ会議システム等も活用し、交流の場や情報交換の場をより多くし、お互いの意思疎通を図り、知財業界全体で協力して、より適切な知的財産制度の実現を図ります。

(担当：知的財産経営センター、知的財産支援センター、国際活動センター、知財プレゼンス向上委員会、ダイバーシティ推進委員会、執行役員会)

(a) 知的財産経営センターにおいて、日本商工会議所との定期的な打合せを通じて、ユーザー目線の支援のあり方について検討し、実践の仕方について調整しました。

(b) 国際活動センターにおいて、各国弁理士会により構成される国際知財団体である Global Network の会長として、日本弁理士会会員を推薦し、選挙の結果、会長が

ジションを取ることができました（会長任期2年）。国際的な知財専門家との人的ネットワーク構築に資する成果です。

(c) 知的財産支援センターでは、知財教育関連で非常に興味深い取り組みを展開している鳥取大学医学部附属病院と協定を締結しました。今後、知財教育の在り方や展開方法、教材について等、議論し、一緒に活動を展開する予定です。

(d) 知財プレゼンス向上委員会では、経産省大学連携推進室と連携し、産学連携のガイドラインについて意見交換をし、関連するワークショップを開催しました。その結果、弁理士会からの意見が、多く改訂ガイドラインに取り入れられました。また、コーポレートガバナンスコードに知財が記載されたことを受け設立された知財ガバナンス研究会と意見交換の打ち合わせを持ちました。さらに、コーポレートガバナンスコードに関するガイドラインに関して、意見をまとめ、提出しました。

(e) ダイバーシティ推進委員会において、日本知的財産協会等とダイバーシティについて対談や意見交換会を行いました。また、女性会員同士の交流会を実施しました。

(f) 執行役員会では、日本知的財産協会、日本弁護士連合会等との会合を行いました。

8. ウィズコロナ・ポストコロナ時代に見合った弁理士のリスキルアップ研修の提供

(1) eラーニング研修やウェブ会議システム等を利用し、時間や空間の垣根を越えた多様な形態の研修の提供できるように検討します。

地域会の研修のeラーニング化等を図り、本会研修だけでなく地域会研修についても多くの弁理士が受講できる機会を提供します。

(2) 国内外の関連機関・団体と連携し、ライセンス契約やオープンソースコミュニティに関する研修など、知財に係る多種多様な研修を弁理士が受講できるようなシステムを構築します。

(3) 弁理士に期待される社会的役割を弁理士として「誇り」を持って果たすことができるよう、弁理士としての働き方の多様性の検討を行います。

(担当：研修所、コンプライアンス委員会)

(a) 研修所では、ライブ配信により継続研修を多数提供するとともに、各地域会により開催されるライブ配信研修を、他の地域会の会員も受講可能としました。

(b) コンプライアンス委員会では、働き方の多様性の検討の第一歩として、副業として弁理士業務を行う場合の注意点について検討しました。雇用主が副業を認める際の就業規則などを考慮すると、現状では副業に対応するための特別な規定やガイドラインの作成は必要ないと判断しています。今後も働き方の多様性に伴う課題の有無を検討していきたいと考えています。

9. 新型コロナウイルス感染症等の対策を含め事務所経営に対するサポート機能の拡充・強化

(1) 新型コロナウイルスなど新たな感染症に対応できる強靱な事務所運営を図るため、ウェブ会議システム等の ICT 化の促進を含めた新たな業務スタイルの提案・サポートを積極的に行います。

(2) 感染者が発生した事務所へ業務等の支援を行うためのサポート体制を、日本弁理士会の本会や地域会に整備します。

(3) コロナ不況に伴う弁理士会費の納付猶予等の助成策の構築を検討します。

(4) 弁理士の業務に対する適正な報酬を確保するため、報酬に係る実態調査を行うと共に、業務量や業務の難易度に対応した報酬体系等の提案や会員への周知活動を行います。

(担当：DX 委員会、財務委員会、経営基盤強化委員会)

(a) DX 委員会において、コロナ禍の知財業界・弁理士事務所への影響を把握するため、アンケートを実施しその結果を周知しました。また、事務所の IT 化推進のための方策を検討し、会員に周知しました。

(b) 会長室において、新型コロナウイルス感染症に罹患した会員に対するサポートを行う旨のアナウンスを行い、会員からの相談事案に対して対応を行いました。

(c) 財務委員会において、予算の適正化に関する検証を行い、今後の予算の立て方の指針を検討しました。

(d) 経営基盤強化委員会では、事務所運営におけるリモートツール、ICT ツールについて検証し、検証結果を会員向けに公開しました。

10. 日本弁理士会の組織・機能強化

(1) 日本弁理士会の事業の見直しや効率化を図り、日本弁理士会としての組織強化や機能強化を実現します。特に、ICT 化を促進し日本弁理士会の会務運営及び研修についての事務局業務のスリム化・スマート化などを行います。

(2) 非弁行為の取締強化、若手会員・新規独立会員の事務所経営への支援、感染症対策に係る支援など、弁理士が安心・安全に活動できる環境の整備を積極的に展開します。

(3) 弁理士の社会的地位向上のため、知財制度や弁理士制度に係る対外 PR 活動を、対象を特定し短期的又は中長期的な費用対効果も考慮しながら積極的に展開します。

(4) ハラスメント担当役員を任命し、相談しやすい環境を整備します。

(5) 日本弁理士会が取得する弁理士業務に係る情報を、会員に迅速に提供できる体制の強化を図ります。

(6) 企業の事業戦略における知財の重要性を経営層にアピールすると共に、企業内弁理士の社内価値向上を図っていきます。

(7) 業界を超えた企業内弁理士同士の情報交換の場や、企業内弁理士と事務所弁理士

との情報交換の場を構築します。

(8) 日本弁理士会の委員会等の開催時間の調整（例：夕方以降）、ウェブ会議システムの活用等、事務所勤務弁理士、企業内弁理士や地域弁理士の参加の利便性を向上させます。

(9) 会員内部への会務活動等の報告を強化します。

(10) 弁理士制度の円滑な施行及び適切な会務運営の実現を図るため、弁理士登録に関する事務や実務修習・継続研修等の研修事業をはじめ、弁理士法に基づいて日本弁理士会が実施する事務・事業にも継続して取り組んでいきます。

(担当：DX委員会、業務対策委員会、広報センター、知財プレゼンス向上委員会、研修所、執行役員会)

(a) 研修所では、コロナの影響で弁理士試験の日程が変更された影響で、実務修習の日程が年度を跨ぐことになりましたが、組織としての継続性をもって実務修習を行っております。

(b) 業務対策委員会において、定期的な非弁代理行為に対する問い合わせ状の発送、通知に基づく非弁行為に関する調査・検討・対応を実施しました。

(c) 広報センターでは、知財制度や弁理士制度に係る対外PR活動として、通常の広報活動の他、平成30年から実施している短中期的な広報戦略に基づく広報活動を継続して実施し、本年度は、昨年度と同様に、株式会社DLEと共同で、弁理士会のオリジナルキャラクター「ニバンセンジ」を起用した全2話のYouTube動画及び「鷹の爪」とのコラボ動画(1話)を12月より配信しています。また、月刊「パテント」の電子書籍化を2022年1月より、実施しています。

(d) 情報企画委員会では、事務局が主に使用する会員総合データベースが古くなり、保守性や利便性に問題を抱えていたため、再構築のための入札内容の検討及び開発業者の選定を行い、現在、2022年5月初旬から稼働できるように開発を進めています。

また、事務局業務のデジタル化の推進に向け、事務局業務の現状把握と整理を行っているほか、会員総合データベースの稼働に合わせて、会員からの登録関係届出に関するペーパーレス化を実現できるように検討も進めています。

(e) ハラスメント担当役員で、一般の方や会員からのハラスメントに関する相談に対応しました。

(f) DX委員会では、ウィズコロナ、ポストコロナでの会務運営全般に関する提言をまとめました。また、郵送物の送付先を、従来の主たる事務所から従たる事務所や自宅に配送可能とすることで会員の利便性向上を図り、さらに、会員のプライバシー保護の観点から、弁理士ナビに掲載される主たる事務所の住所については、一定の条件のもとで町名と番地を非公表とすることを可能にしました。

11. 弁理士制度の将来を担う人材、特に若手弁理士への多様な機会の提供

(1) 弁理士制度の将来を担う意欲の高い弁理士（特に、若手弁理士）に対し、リスクアップや経験の多様化、責任感の醸成等を図るため、会務活動のリーダー的ポジションへの積極的な登用を図ります。

(2) 海外事務所の研修や留学に係る情報を提供します。

(担当：執行役員会、国際活動センター)

(a) 附属機関や委員会等で、いわゆる6・8ルールをより適切に運用し、弁理士制度の将来を担う意欲の高い会員（特に、若い会員）の会務に参加する環境を整備しました。

(b) 国際活動センターでは、外務省JPO派遣制度やWIPOからの求人情報を会員周知することにより、弁理士が海外で働くことができる環境作りをしました。

12. 日本弁理士会として知的財産の面から社会課題への積極的な取り組みの実行

(1) 国連サミットで採択されたSDGsを目標としている「2025年大阪・関西万博」に向けて、日本弁理士会も参加企業を支援するための活動を開始します。

(2) 意欲のある女性会員が能力を発揮し働ける社会の実現のために、ダイバーシティ推進の取り組みを進め、SDGsの考え方に沿った持続可能な社会の実現に取り組みます。

(担当：2025大阪・関西万博対応準備委員会、ダイバーシティ推進委員会)

(a) 2025大阪・関西万博対応準備委員会では、2025年大阪・関西万博の共創パートナーに日本弁理士会として登録しました。万博を盛り上げる活動をしている他の団体の支援、小中学校における知財教育での万博を盛り上げる活動などを進めていきたいと考えています。

(b) ダイバーシティ推進委員会では、全弁理士向けにダイバーシティの意識に関するアンケートを実施し、広く意見を頂きました。アンケートの結果については、パテント誌で発表する予定です。

第5 おわりに

日本弁理士会として恒常的に実施すべき事業は、勿論、令和2年度事業から継続する、「弁理士法改正」等への対応、「東京オリンピック・パラリンピック」への対応など、前年度から継続すべき事業についても、引き続き実施する予定です。

また、事業計画における事業の見直し等は、ウィズコロナの影響下で行うため、万が一不具合等が生じた部分については、事業年度の終了を待たず、適宜見直しすることがあります。当然、見直した部分については、臨時総会等の機会を利用し、会員へ説明をしていきます。

(担当：執行役員会、弁理士法改正委員会、東京オリンピック・パラリンピック対応ワーキンググループ)

(a) 弁理士法改正委員会では、「令和3年度弁理士法改正（法人名の変更、一人法人制度の導入）を確実に実行するための、関係機関との調整、会員への周知に注力しました。それと合わせて、将来の弁理士制度がどうあるべきかに関しても委員会で積極的に議論しました。

(b) なお、東京オリンピック・パラリンピックに関する問い合わせはありませんでした。